

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



<補助対象経費算定方法>

予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

－

予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
- ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること

※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

- ・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



地域公共交通計画と補助制度の連動化について

これまでの補助制度

地域間幹線系統確保維持計画
(大阪府乗合バス地域協議会)

毎年度、国へ申請（6月末締切）

今後の補助制度（令和7年事業年度～）

堺市地域公共交通計画への位置付け
(施策編P67～70、取組編P79)

内容の整合

地域間幹線系統確保維持計画
(堺市地域公共交通活性化協議会)

毎年度、国へ申請（6月末締切）

- これまで当該補助に係る地域間幹線系統確保維持計画は、府内市町村の申請内容を大阪府乗合バス地域協議会でとりまとめて国へ申請していた。
- 令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、**地域公共交通計画に補助システムを位置付けること**、また、地域公共交通計画の別紙として、**毎年度、地域間幹線系統確保維持計画（補助システムの詳細等）を法定協議会において作成し、国へ申請することが補助要件化された。**
- 経過措置期間は令和6年事業年度（令和5年10月～令和6年9月）までであり、令和7年事業年度からは、補助システムを地域公共交通計画に位置付けていない場合、補助対象外となる。
- なお、令和7年事業年度補助申請の国への提出期限は令和6年6月末となっている。

令和7年事業年度補助対象バス系統

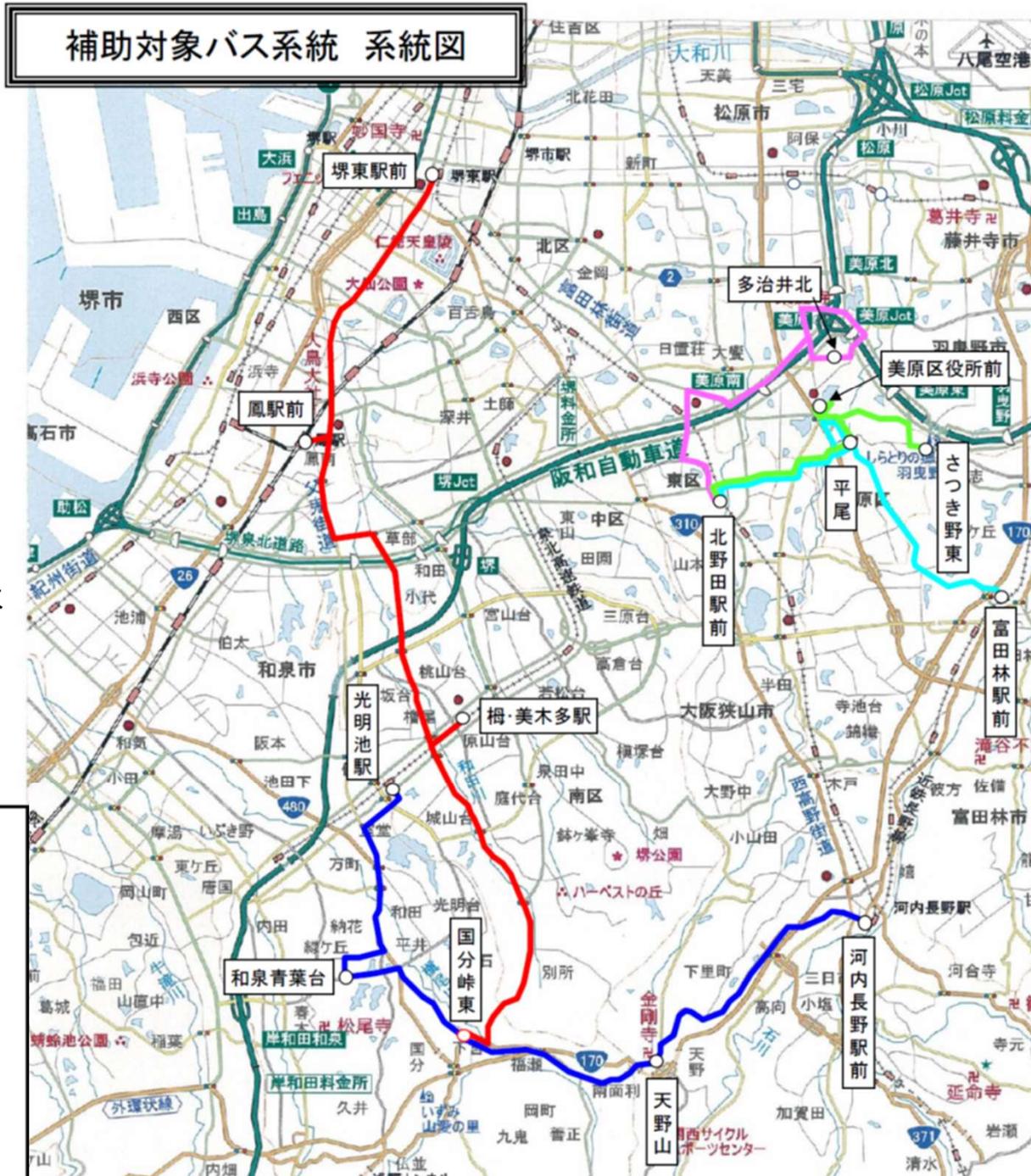
補助対象バス系統（系統図は右図参照）

- ①美木多線
- ②天野山線
- ③北野田多治井線
- ④北野田線（多治井系統）
- ⑤北野田線（さつき野系統）
- ⑥北野田線（富田林系統）

※市域を跨る補助対象バス系統については、本協議会から堺市内運行分を申請し、他市内運行分については、基本的には当該市から申請します。

（但し大阪狭山市内運行分は堺市で申請）

補助対象バス系統 系統図



— 凡 例 —

- ①美木多線
- ②天野山線
- ③④北野田多治井線
- ⑤北野田線（さつき野系統）
- ⑥北野田線（富田林系統）